

## 猪名川町地域公共交通会議設置要綱（案）

### （設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、猪名川町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### （協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通のあり方検討及び交通関係計画の策定、変更及び実施に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様並びに運賃及び料金に関する事項
- (3) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### （組織）

第3条 交通会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその関係団体の職員
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部の職員
- (4) 兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所の職員
- (5) 兵庫県川西警察署の職員
- (6) 町の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第4条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第5条 交通会議に、監事2人を置き、委員のうちから会長が指名する。

2 監事は、交通会議の会計、出納を監査し、監査の結果を会長に報告する。

3 監事は会長と兼ねることはできない。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、事故その他やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 委員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、交通会議の議決があつたものとみなす。

6 交通会議は、原則として公開とする。

7 交通会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 交通会議は、交通会議の運営に当たって必要な事項を処理する場合、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を交通会議に報告する。

6 部会長に事故があるときは又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

7 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、猪名川町まちづくり部都市政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第10条 交通会議の予算編成、出納その他財務に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以降、最初に開かれる交通会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成23年3月25日要綱第16号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日要綱第13号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日要綱第17号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日要綱第19号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年 月 日要綱第 号)

この要綱は、令和3年 月 日から施行する。